

令和5年度妙高市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域の作物作付の現状として、平坦地（新井地域）では、その立地条件を活かして水稲を主体とする農業生産が展開されているとともに、転換作物として大豆の生産が行われている。

また、中山間地（妙高高原、妙高、新井南部地域）では、水稲を主体としながら、そばや園芸作物の生産が行われている。

水稲を主要な基幹作物としている当地域の課題として、地下水位が高く排水不良の農地が多くを占めることから、水稲以外の作付が難しい状況にあるものの、全国的な主食用米の需要低迷から令和4年産に引き続き主食用米の転換が必要である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

- ・平坦地においては、一級河川（関川・矢代川）からの豊富な水を活かし、従来どおり水稲を主体としながら、転換作物として大豆の生産を継続する。
- ・中山間地においては、水稲のほか、従来の生産調整から取組まれてきたそばのほか、一定の生産量があるトマトなどの振興作物の取組を支援する。

○ 収益性・付加価値の向上

- ・スマート農業の導入に伴う省力化・効率化により収益性の向上を図るため、市内農業者向けの実演会等を実施し、普及を目指す。
- ・地域で生産された米や野菜、そば等の一部生産物について、市内農産物直売所の雪室で貯蔵することで、雪室商品としての付加価値化と有利販売を目指す。
- ・収益性の高い園芸作物の作付を推進することで、農家の所得向上を目指す。

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・輸入飼料の価格高騰及び今後の国産飼料自給率向上に向けて、引き続き需要が見込まれる飼料用米について、県内集荷事業者やJA等との連携を図りながら、取組の拡大を目指す。

○ 生産・流通コストの低減

- ・非主食用米の生産拡大に向けて、地域内に点在する既存育苗施設の集約と播種プラントの自動化によるコスト低減を図る。
- ・飼料用米を転換作物の中心とし、共同乾燥調製施設の利用や1tパックでの出荷などの流通合理化に資する取組を支援する。
- ・令和2年度に実質化された人・農地プランに基づき、地域の中心経営体への農地の集積・集約化を進めることで生産性の向上を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 地域の実情に応じた農地の在り方
 - ・ 小・中規模農家が大多数を占め、担い手への農地集積率も5割程度であることから、実質化した人・農地プランに基づき、地域の中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
 - ・ 生産性の向上を図るための基盤整備や担い手の確保などについて、地域内での協議を行いながら、水稻を主体に非主食用米や園芸等の転換作物を活用した農業経営の安定を図る。
 - ・ 中山間地においては、高齢化に伴う離農や労働力不足が顕著であり、スマート農業の導入や中山間地域等直接支払交付金の活用などにより、農業・農村の持続を目指す。
 - ・ 転換作物においては、大豆・そばが定着しているが、排水不良の農地が多く、拡大が困難なことから、そばを中心に転換作物が定着している農地については、畑地化支援を活用し、ブロックローテーションが必要な大豆等については、引き続き水田のまま活用を図る。
- 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択
 - ・ 水稻を主体として、作業の重複が比較的少ない園芸作物の栽培や必要な機械装備が整っている大豆・そばを作付し省力化を図る。
- 地域におけるブロックローテーション体系の構築
 - ・ 大豆等の転換作物は湿害対策が必須であることから、乾田や暗渠排水等の排水対策がとられた圃場を中心にブロックローテーションの実施を推奨する。
 - ・ あわせて作物の管理を容易にするため団地化された圃場での実施を推進する。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針
 - ・ 生産者から提出される営農計画書のほか、交付対象農地の現地確認により、水田の利用状況の点検を行い、それらの結果を踏まえ、畑地化支援の活用に向けた働きかけを行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

全国的な主食用米の需要低迷から需給状況の改善に向けた取組として、県農業再生協議会の推進方針に沿った転換を推進するとともに、生産者や集出荷事業者による経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた生産が定着するよう支援を行う。

(2) 備蓄米

非主食用米の一つとして、他の用途の需要動向等を踏まえながら、状況に応じて的確に対応する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主要な基幹作物である水稲の生産体制を維持しながら、一定規模の取組が期待できる用途として、転換作物の中心に位置付けるとともに、生産物収入の低さから取組者の減少が懸念されることから、生産・流通コストの削減による農家の所得向上のため流通合理化の取組に対する支援を行う。

イ 米粉用米

米粉については、製粉時の品質管理や取扱いの難しさから需要が減少傾向にあるが、県内米粉メーカーからの需要に応じて生産を進めるとともに、生産性向上の取組に対する支援を行う。

ウ 新市場開拓用米

新型コロナウイルス感染症による規制が緩和され、需要回復と円安に伴う需要拡大が見込まれるものの、価格競争により主食用米よりも販売価格の安い傾向にあることから、県内集出荷事業者やJA等との連携により新たな販路拡大を目指すとともに、生産性向上や複数年契約の取組に対する支援を行う。

エ 加工用米

地域で作付を進めている、うるち・もち業務用品種の特徴を活かして新たな販路開拓を目指すとともに、生産性向上や複数年契約の取組に対する支援を行う。

(4) 大豆

大豆については、平坦地における主食用米以外の基幹作物として、地域全体の収益力向上につなげるため、品質向上や担い手集積の取組に対する支援を行う。

(5) そば

天候により収穫量が大きく左右され、かつ他産地の豊作・不作で販売価格が大きく変動するなど生産者にとっては厳しい状況にあり、中山間地における主食用米以外の基幹作物として、地域全体の収益力向上につなげるため、品質向上や担い手集積の取組に対する支援を行う。

(6) 高収益作物

市内農産物直売所への出荷や基盤整備などを契機として、新規生産者の掘り起こしと既存生産者の生産拡大を進めるとともに、振興作物を中心とした作付誘導と品質・収量の向上のため栽培指導などを行う。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1527	0	1450	0	1,450	0
備蓄米	35	0	3	0	3	0
飼料用米	50	0	50	0	50	0
米粉用米	16	0	20	0	20	0
新市場開拓用米	45	0	70	0	70	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	22	0	50	0	50	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	30	0	41	0	41	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	23	0	31	0	31	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	13	0	20	0	20	0
・野菜	11	0	12.00	0	12.00	0
・花き・花木	1	0	4.00	0	4.00	0
・果樹	1	0	1.00	0	1.00	0
・その他の高収益作物	0	0	3.00	0	3.00	0
畑地化	0	0	2.97	0	2.97	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜、花き・花木、果樹等	園芸作物作付助成（園芸作物）	園芸作物作付面積	（R4年度）9.0ha	（R5年度）20ha
2	振興作物 （トマト、ナス、カボチャ、アスパラ菜、サトイモ、エダマメ、ブロッコリー、アスパラガス、ダイコン、トウモロコシ、ネギ、ピーマン）	園芸作物作付助成（振興作物）	振興作物作付面積	（R4年度）5.6ha	（R5年度）11ha
3	大豆、そば	品質向上助成	作業委託面積 大豆の2等以上比率 そばの1等以上比率	（R4年度）3.5ha 0.70% 94.40%	（R5年度）7ha 70% 100%
4	大豆、そば	担い手集積助成	作付面積 1戸あたり面積（大豆） 1戸あたり面積（そば）	（R4年度）45.3ha 7.1ha 2.1ha	（R5年度）65ha 10.0ha 2.5ha
5	米粉用米、新市場開拓用米、加工用米	生産性向上取組助成	生産性向上取組面積 単収（対象作物）	（R4年度）83.6ha 515.6kg/10a	（R5年度）140ha 525.0kg/10a
6	飼料用米	流通合理化加算	取組面積	（R4年度）49.9ha	（R5年度）50ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:新潟県

協議会名:妙高市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	園芸作物作付助成(園芸作物)	1	9,000円	野菜、花き・花木、果樹等	作付面積に応じて助成
2	園芸作物作付助成(振興作物)	1	9,000円	振興作物(トマト、ナス、カボチャ、アスパラ菜、サトイモ、エダマメ、ブロッコリー、アスパラガス、ダイコン、トウモロコシ、ネギ、ピーマン)	「生産拡大助成(園芸作物)」の対象者かつ対象作物を出荷・販売目的で作付している農業者
3	品質向上助成	1	(大豆)10,000円 (そば)8,000円	大豆、そば	主要作業の一部(刈取り作業)を作業受託組織へ委託し、共同乾燥調製施設を利用すること。
4	担い手集積助成	1	(大豆)10,000円 (そば)8,000円	大豆、そば	認定農業者等で作付面積が1ha以上または1haに満たない場合は前年度から面積が増加していること
5	生産性向上取組助成	1	1,000円	加工用米、米粉用米、新市場開拓用米	生産性向上の取組を2つ以上実施していること
6	流通合理化加算	1	4,000円	飼料用米	CE・RCの共同乾燥調製施設を利用し、施設から1tパック又はバラで輸送すること。または、個別生産者から集出荷事業者に1tパックで出荷すること。
			※単価は実際の取組状況によって変動する。		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。